

## 平成10年9月定例会商工農林常任委員会 10月20日

(鈴木和夫 君) 私の方からは、コクサイホテル問題と、それから信用組合につきまして、二点を中心にお尋ね申し上げたいと思います。

特にコクサイホテルの問題につきましては、前回のあの泉佐野コスモポリスの、大阪府の体質としてなかなかいろいろ問題点については先送りする、そういった体質がありましたけども、今議会の商工部の、要するに今回のコクサイホテルの取り組みにつきまして、早々と清算をありきというような形で踏み込んだ決断をされたことにつきましては大変に評価をする - 一部ではする形でございますけれども、特に今回最終的な形で清算については、年末をめどに結論を出したいということでもありますけれども、私たちの委員会につきましては二月議会までありませんので、今回につきましては少々踏み込んだ形で少し質疑をさせていただきたいと思います。

前回の十四日の日にお尋ねした部分で再度確認を、これは知事じゃなくて理事者の方にしたいんですけども、今回清算を仮定した場合、その後の処理についてですけども、もし仮に今回府が支援をコクサイホテルについて、見本市協会についてしないという場合については、どのようなスキームになるのか、再度確認という意味でお尋ねしたいと思います。

新産業振興課長(矢野学 君) 協会が仮に解散をするという前提でございますけれども、協会が保有しております資産、これは唯一借地権つき建物でございます。協会は、清算の場合に、この資産を換価処分をするため、まず土地の利用者である府に対して買い取りの協議を申し出てくるものと考えております。

この申し出に府が応じないということになりますと、協会は借地権のついたホテルを第三者に譲渡しようとするわけでございます。この場合に、現実には買い手が見つからない場合、あるいは譲渡価格が協会の清算に必要な額を下回った場合、いずれの場合も債務の完済ができませんので、協会は破産手続に移行することになると考えられます。

私どもといたしましては、種々御議論をいただかなければなりませんけれども、実質的に当協会の運営に深くかかわってきましたことから、大阪府が協会の円滑な清算に道筋をつけ、協会が果たしてきた歴史的な役割にこたえていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、前回の議論でも、なかなか大阪の経済の、民間企業はコクサイホテルについての参入、経営参画については非常に厳しいというようなことから考えると、大阪府が主体でこのスキームを進めていかなきゃならないという認識でいいわけですか、再度お尋ねしたいと思います。

新産業振興課長(矢野学 君) 今委員おっしゃられたとおりだと思います。

(鈴木和夫 君) そういたしますと、知事にお尋ね申し上げたいと思います。大阪府と国際見本市協会との関係についてでございます。

十四日の私の質問で、協会を清算をすれば、借入金の返済が三十三億二千万、職員の給与、退職金の支払いが十二億円、それからテナントの立ち退き補償ほか入れてざっと五十億円が要りますと、片一方で協会に対して府から借地権つきの建物補償費を払うと前提とした場合には約五十六億円の資金が要ると、こういうふうな十四日の委員会で御説明がありました。

そうしますと、知事にお尋ねしたいのは、このような、確かに五十億円の清算に対して府が五十六億円を負担すれば六億円のおつりがくるという、こういう計算で帳じり合うわけですけども、この五十六億円の根拠についてお尋ね申し上げたいと思います。

知事(山田勇 君) お答え申し上げます。協会の含み資産である借地権建物価格については、現時点において、私どもの評価として約五十六億円と見込んでおります。

(鈴木和夫 君) その五十六億円の資産根拠を、中身を聞いているんです。

知事（山田勇 君） 課長の方から答えさせていただきます。

新産業振興課長（矢野学 君） 協会の資産でございます借地権つき建物の価格につきましては、鑑定評価を行っておりますが、現時点では、借地権部分が三十八億、建物価格約十八億と、計五十六億となっております。

この借地権の価格の鑑定につきましては、二社の鑑定をもとに、府の財産評価審査会の答申を得た価格に鑑定士の意見を踏まえまして時点修正したものでございます。また、建物価格につきましては、不動産鑑定士より、建物の現況等を評価し、市場での取引を前提に正常価格として評価されたものでございます。

これら二つの価格を合わせまして、借地権つき建物という形で約五十六億円と評価されているところでございます。

（鈴木和夫 君） 通常この借地権の売買の場合ですと、確かに鑑定価格は今おっしゃったとおりかもしれませんが、実際の売買については、そういうふうな形、買い手と売り手の話があるわけですから、そのとおりいかないと思うんです。

私一つ疑問に思うのは、これまた知事の方では答えられないかしりませんが、今まで大阪府がコクサイホテルに土地を貸していたわけですから、この土地代、最初から今現在までの地代を幾ら取っていたのか、お尋ね申し上げたいと思います。

新産業振興課長（矢野学 君） 今まで、コクサイホテルは府の固有財産、これは普通財産でございますけれども、それを戦後二十四年から借り入れて、その上にホテルを建てて今日に至ったわけでございますけれども、協会が現在まで府に支払いました賃料のトータルでございますけれども、用地のみで約十六億円、それから九年度に撤去をいたしました。見本市会館部分の建物部分を含みますと約三十三億円でございます。

（鈴木和夫 君） 知事にお尋ね申し上げます。今のちょっと説明で恐らくおわかりにならないかもしれませんが、知事、これ見ていただけません。今御説明あったのは、今の現時点では、この黄色い部分がホテルの建物なんです。この部分が、せんだって、一年前ですか、見本市会館の部分については撤去しました。これを全部含めて三十三億の地代をもらっているわけです。今御説明ありました今回の鑑定価格で、土地代の部分、この黄色い部分、六千平米の部分だけで今回の金額が三十八億円。大阪府が、この建物も入れて三十三億円の地代を取りながら、今度どうして三十八億円も借地権を払わないかんかと。計算合わないと思うんです。いかが思いますか。

知事（山田勇 君） 数字が絡むことでございますので、副理事の方から答弁をさせていただきます。

商工部副理事（芝池幸夫 君） 今鈴木先生から、過去協会が府に対して払った地代の総計と、今現在私ども先ほど課長が御答弁申し上げました借地権の評価のギャップのお尋ねかと存じますけれども、あくまでも借地権補償というのは、現在のその借りております地価をベースに一定の方式のもとではじかれたものでございますから、一概にその過去の累積と今の評価の差をもっておかしいということにはならず、あくまでも借地権は、現在の有しております地価をベースにして積み上げたものと御理解賜りたいと存じます。

（鈴木和夫 君） もう一度整理しますと、先ほどの御説明で、見本市会館のこの二千四百平米の土地と建物も含めて三十三億円の地代を、二十四年以降当然四十五年まではただやったんです、この土地の地代については、四十五年以降は金額をいただいておりますけれども、今回撤去した分も入れて、この六千平米だけ言いますと、今答弁がありましたように、十六億円なんですよ。ここの現時点でのホテルの地代としては、四十五年からもらっている分は十六億円にすぎないわけです。それを今回三十八億円もの借地権として払うことそのものの考え方が、僕はいいのかどうかということが大変疑問に思うんですけど、そのことについてお尋ねしたいと思います、知事に対して。

知事（山田勇 君） 芝池副理事の方から御答弁をさせていただきます。

商工部副理事（芝池幸夫 君） 何といいますが、一般的に全然そういう借地権の概念でありますとか、そう

いうものを横に置きまして、単純に過去払ってきたお金と今まさに一つの権利の具体化として評価されている数字を並べますと、今鈴木委員お示しのように、確かにこの払う方がかなり大きくなりますから、そういう感情的なものといいますが、感覚的なものとしてそういうことをお感じになる方もあろうかと存じますけども、私どもは一定借地法の旧法の鑑定のもとで、今回有しております借地権つき建物価格の鑑定をとらしていただいて、それを、これは裁判所も一定評価しておりますような価格でもって処理をしようということになりますれば、お示しさせていただいたような数字になりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、これ仮に無償で貸した場合は、借地権発生しないんですね。それなら、ただで貸した方が得やったというふうな結論になっちゃうわけですね。これはいいですね。ともかく、きょうはちょっと三十分しか時間ありませんので、じゃ知事にまたお尋ね申し上げ、簡単な質問ですから知事の方でお答え願いたいと思います。

今、大阪府の代表者は横山ノック知事です。そうしますと、国際見本市協会の代表者はどなたなんでしょう。

知事(山田勇 君) 私でございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今回清算をする場合については、大阪府と国際見本市協会と契約するわけですから、知事と協会の代表者であるノック知事が契約をするわけですから、そうなってくると、大家とたな子在同一人物というこういう形になるわけですから、時間がありませんので私が申し上げますけれども、そうなってくると、先ほど言いましたように、鑑定価格は出ているけれども、府民からすると、自分で自分の給料を決めると同じことになっちゃうわけですよ。このことについては、民法百八条、双方の代理というのがあります。これは、利益相反行為としての民法で禁止されている行為なんですよ。このことについて知事の御見解をお尋ねしたいと思います。

知事(山田勇 君) お答えを申し上げます。

今後の処理において府が借地権つき建物の買い取りに応じる場合には、民法の双方代理の禁止規定に抵触するおそれがあると理解をしております。

今後、法的なものも含め問題が生じないように検討してまいりたいと存じます。

(鈴木和夫 君) 問題を生じないように処理するということは、どちらかの代表権をやめないかんというふうに理解していいんでしょうか。

知事(山田勇 君) どちらかの代表をやめるというのも一つの選択であろうかと思っております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今回のこの年末の結論を出される中においては、恐らく知事はやめられないと思いますので、国際見本市協会の会長としての職を辞すると、そういうふうに理解していいのでしょうか。

知事(山田勇 君) 商工部長の方からお答えをさせていただきます。

商工部長(鈴木重信 君) 若干ちょっと法的な問題ですので、私からお答えさせていただきます。

今知事のお答えは、どちらかをやめるということも一つの選択肢ということでございます。ただ仮に、今仮定の話ですが、協会の方の会長を辞任するということになれば、影響も出ます。いわゆる副会長は、商工会議所の会頭であり、それから大阪市の市長でございます。知事が今回その職をやめるということについては理由があるわけですが、それに伴って、それなら私どももやめたいというようなことの影響も考えられますし、それから職員側に、今まで会長が知事であったわけですが、これも理由があるとはいうものの、知事がこういう事態になったから逃げるんかというようなことの影響も考えられますので、場合によっては、そういう判断の場から知事、私も実は理事なんですが、そういった場から抜けるのも一つの方法というふうに考えております。

(鈴木和夫 君) 私は、この大きな五十六億円という金額がこれからの破綻処理で大変厳しいわけで、特に泉佐野コスモと同じパターンになってきたわけですよ。今回、三億円という経営支援資金という貸付金が出てま

すけど、そのことじゃなくて、その最後のスキームを明確にしておかなければ問題やと言っているわけです。

その一つと、もう一つは、今言いましたように、民法百八条、このことについては抵触すると言っているわけです。そうなってくると、要するに今代表権を持っているわけですから、代表権を下がらなければ、要するにその会議に出ないから、そういう審議のときに出ないからというのは、僕は当てはまらないと思うんですね。その辺、知事としてどうお考えなのか、知事御自身の思いとしてお答え願いたいと思います。

知事（山田勇 君） 法律的に今精査をしているところでございますので、しかるべき時期に御報告をさせていただきますと思っております。

（鈴木和夫 君） いや、言ってますように、今回三億円が出ているわけですから、三億円じゃ済まない話なんです、その後ろには五十六億円の根拠が出てくるわけですから。僕今言いましたように、この金額については、確かに鑑定委員さん二社とおられますけれども、もらった地代よりもふえた、もらう地代よりも高い借地料を払うというのは、これは納得できない話で、その辺の話を整理した上で今回出てくればいいんですけども、それが出ずに二月議会に送られようとしておりますので、早々とそのスキームを決められてしまうと、コスモと同じように、後で議会の方が、どうなってんねんという論議になるから今言っているわけでございます、ですからこの十二月、年末に結論をお出しになるについては、そのことも踏まえてどうか検討課題にさせていただきたいと思っております。それから、時間もありませんので後の処理について、ただ単に、確かにこの土地を処分、売却すれば五十億円の負債を、資産を協会に渡して清算できるかもしれませんが、やはり今までの歴史と伝統のある内本町のあのかいわいのこの土地をむざむざと売ってしまうというのも、大阪府としての将来を考えますと、私はそれでいかなものかという意見も持っておりますし、もし仮に今回、その金額はまだ定まっておりますけれども、それなりの借地料を払うならば、それに見合ったような、将来例えば一階をショッピングセンターにして、そして低層階はテナントにして、あるいは上はマンション等にして、少しでもその出した分は回収できるようなそういう施策を当然商工部の方でお考えになった上でしなきゃならないということで、早まった判断はどうか十二月にさせていただきたくないということを重ねて要望いたしておきます。

それから、信用組合の問題でお尋ね申し上げたいと思っております。

信用組合の問題につきましては、前回の質疑で、富士銀行の拠出金、贈与額二十億についてはまだ定まっていないということでありましたが、既に定まったのかどうか、お尋ね申し上げたいと思っております。

信用組合管理監（山田信治 君） 富士銀行は、現時点でまだ正式な意思決定に至っておりませんので、定まったかと言われると、その意思決定を待たないと正式に固まったと申し上げられないというふうに思います。

ただ、この間の交渉経過から、我々といたしましては、その方向で真剣に検討していただいているというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） そうなってくると、あさって二十二日にこの議会が閉まってしまうわけですし、おっしゃっている九百億プラス二十億、百二十三億の拠出についても狂ってくると思うんですけども、いかなものでしょうか。

信用組合管理監（山田信治 君） 言葉足らずかと思っておりますけれども、正式に意思決定をしていないということは事実でございますので申し上げましたけれども、我々としては、二十億出していただけるものというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） それで、出資金の関係で、資金譲渡百二十三億するというところで、問題になっております出資金に対する充当額七十三億円、このことについては、配当金の処理について今論議になっているわけですが、このような経営シミュレーションといいますが、配当見通しがあるのか、あるならばどのようなパーセント、配当率になるのか、もしシミュレーションをお持ちであればお示し願いたいと思っております。

知事（山田勇 君） 鈴木委員にお答えを申し上げます。

三者協議において検討をいたしました経営シミュレーションどおりいけば、三つの受け皿組合は、再編完了の初年度から相当の利益の計上が可能となっております。しかし、経済は生き物でありますので、この経営シミュ

レーションどおりに推移するかどうかは、今後の経済の動向にかかわっておりますほか、今後受け皿組合は、内部保有の積み上げによる自己資本の充実が一層要求されることなどから、現時点での配当可能時期を明示することは困難と存じます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今まで大阪府が三信組についてこの七十三億を充当するという、なおかつ配当については支払いをするという話し合いのもとで、今回この委員会等で話になっております配当金を出資者に渡さずに基金に入れるということについて、三信組そのものの反応といえますか判断というのを、もし現時点でわかっておればお尋ね申し上げたいと思います。

信用組合管理監(山田信治 君) この間いろいろ御議論をいただきまして、配当がなされるならば、その配当を貸付元本に充当するという御提起を各会派からちょうだいをいただいていることについては承知をいたしておりますけれども、その確認を現時点で各信組にとってのわけでございせん。

ただ、我々は従前から、各三信組に対しまして、基金の組成あるいは再投資支援につきましても、府議会の御意見をちょうだいして、府議会の議決をいただかなければ確定しないと、それを前提に御説明をいたしてきております。

したがいまして、府議会の方で何らかの方向を示していただきました場合に、当然のこととして各三信組ともそれを御同意いただける、受け入れていただけるというふうに考えております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、三信組に対して、今までの方針と違って配当は出さないという説得ができるというふうに理解していいんですか。

信用組合管理監(山田信治 君) 今申し上げましたように、府議会からいろんな御意見をちょうだいすることになるだろうということは予測をいたしておりましたし、三信組受け皿組合に対しましては、議会の御議決あるいは議会の御意見、そういったものをちょうだいした上、現在考えている方向性が、例えば若干変更されることが何らかの条件が議会によって付されるとか、そういうことはあり得るという形で御説明をしてきております。

したがいまして、何らかの形で議会の方から方向を示されました場合に、その方向性に沿って受け皿を説得することは十分にできるというふうに考えております。

(鈴木和夫 君) それからもう一つ、この配当金を基金に組み入れるについては、いろいろと事務的な処理についての難しいような答弁があったように記憶しているんですが、その処理についてはどういうふうにあれ以降お考えなのか、お尋ねしたいと思います。

信用組合管理監(山田信治 君) 特に問題になりますのは、組合員平等原則というのが中企法上ございまして、多分御説明したような措置をとると仮定いたしますと、一たん配当を実行いたしまして、その配当金相当額を基金にお支払いをいただきまして元本に充当するという形をとることが必要であろうというふうに思っております。

ただ、実務上の話でございますけれども、当然に貸し付け実行を個々にいたしますと、その貸し付けを通じまして実行されました出資につきましても、それぞれ質権を設定することといたしておりますので、当然コンピューターにおいてコード化いたしまして確認することは可能でございます。

したがいまして、それを特定することはできるわけでございますので、実務的に一括処理は可能になるだろうというふうに思います。

それから、各出資者に対して配当した事実、あるいは配当を受領した事実というのものも、具体的に法上、契約上構成する必要があるわけでございますけれども、例えば一つの方法として、事前に契約上各個別の出資者と基金が配当の受領委託契約を事前に締結をいたしておきまして、配当を実際上は個々にお渡しせず直ちに基金の方で受領させていただくというふうな方法も可能かと思えます。

それから、配当した事実あるいは元本充当した事実を個々に通知をする必要があるわけでございまして、十二万六千人が対象でございますので、その十二万六千人の組合員に対してそういう通知が可能かという問題が出てくるわけでございますけれども、配当いたしますと、当然各組合は、少額の配当であっても個々の組合員に対して配当通知をいたします。その配当通知の一部にその配当分を基金の元本に充当した旨を通知させていただけれ

ば、それをもって通知にかえることができるというふうなことも考えられますので、実務的には、いろんな方法もこれ以外にもあろうかと思えますけれども、対応は可能かなというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） ちょっとあと三分しかありませんので、ダイオキシンにつきまして知事の方にお尋ねを申し上げたいと思います。先ほども話がありましたけれども、特に豊能の美化センターにつきましては、川西市を中心に広域化するというので、実質的にはこの豊能の美化センターはもう稼働しないと、こういうような結論になるかと思えますけど、そうなればあの五万二千ナノグラムの高濃度な、本当に衝撃的な数字が出たわけですけども、あの建物そのものを当然撤去せないかんわけですけども、撤去に対する時期というかめどというか、どういうお考えなのか、お尋ね申し上げたいと思います。

知事（山田勇 君） まだ処理の段階でございますので、直ちにあの美化センターを撤去するということはまだ考えておりません。

（鈴木和夫 君） 基本的には、あそこの南側の斜面の土壌を高校の方に持ってくるということも当然ありましたけれども、そのときの論議としては、あそこを再開するかどうかということもありましたので、既にこういう形でもってやるということが決定しているわけですから、もう豊能の一部事務組合だけでは処理できない問題になってきているわけですね。そういった中で、大阪府が指導的にその辺の方策をしなければ、厚生省だってやらないわけですから、その辺については改めて、前回の状況とは全く状況が一変しているわけですから、その辺については大阪府が指導的な立場である程度の時期もめども方向性も決めるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

知事（山田勇 君） 今回の厚生省の専門委員会の調査により、豊能郡美化センター焼却施設内及びその近傍における新たな高濃度汚染の事実が判明をいたしました。その結果を受け、府としては、当面は施設からの飛散、流出防止対策を講じることにより汚染の拡大を防ぐことはできることから、緊急対策を指示し、施設組合において実施されたところでございます。

今後、焼却施設内のダイオキシン類、高濃度汚染物の撤去処理等につきましては、我が国でも前例のない対策であることなどから、国に対して対策を共同で検討する場の設置を働きかけているところであり、今後厚生省など国の関係機関と十分に連携を図るとともに、学識経験者の意見を伺いながら、施設組合が早期に対応できるよう指導支援に努めてまいりたいと存じます。

（鈴木和夫 君） じゃ、時間が来てまた話もとへ戻る形になりますので、できるだけ早急に早い結論をお出しただいて、地元の方々が安心できるような対策を講じられることを要望いたしまして、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。